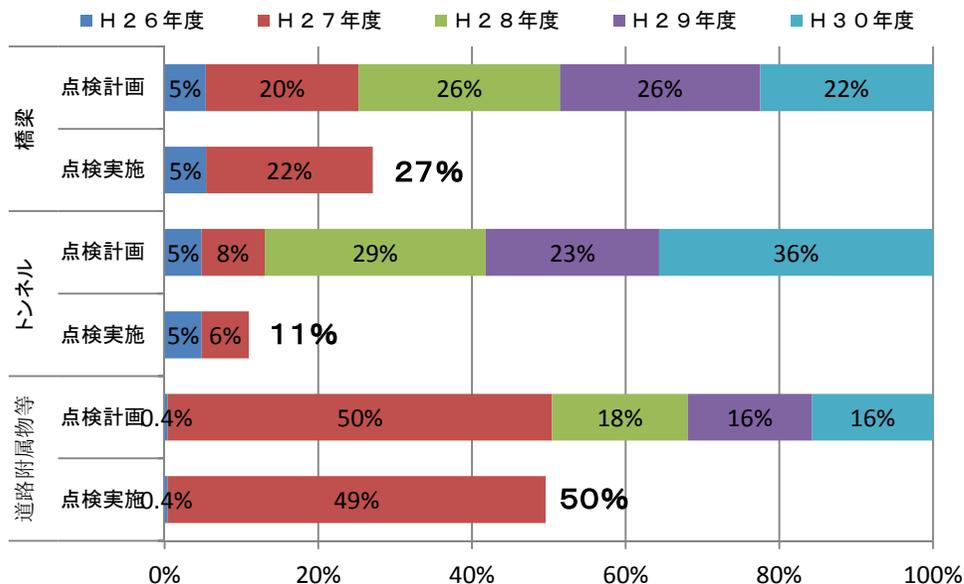


平成27年度点検の進捗状況（石川県）

- 平成26年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は全ての橋梁・トンネル・道路附属物等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定
- 平成27年度までの点検実施率は、橋梁約27%、トンネル約11%、道路附属物等約50%
- 各施設とも概ね計画どおり進捗中。



■橋梁の点検方針■

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防、ならびに、路線の重要性の観点から、以下の橋梁については、最優先で点検を推進

- 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- 跨線橋
- 緊急輸送道路を構成する橋梁

【平成27年度 点検状況】

道路施設	管理施設数	点検計画数 (上段:H26) (下段:H27)	点検実施数 (上段:H26) (下段:H27)	点検実施率
橋梁	9,508	503	507	27%
		1,877	2,051	
トンネル	146	7	7	11%
		12	9	
道路附属物等	470	2	2	50%
		235	233	

※平成28年6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって変更する場合がある

【平成27年度 橋梁点検状況(管理者別)】

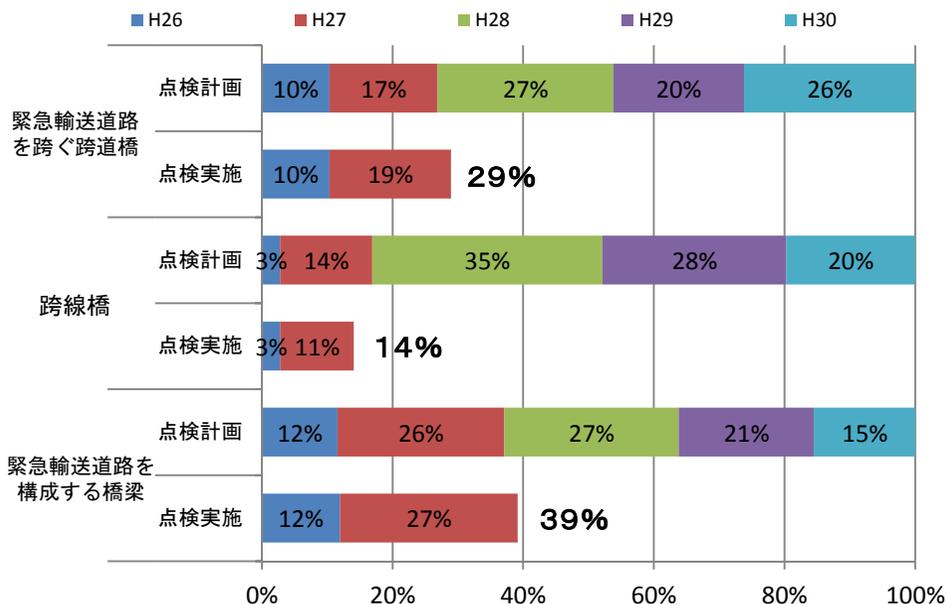
管理者	管理施設数	点検計画数 (上段:H26) (下段:H27)	点検実施数 (上段:H26) (下段:H27)	点検実施率
国土交通省	861	71	73	28%
		176	168	
高速道路会社	184	13	13	27%
		37	37	
地方公共団体	8,463	419	421	27%
		1,664	1,846	
合計	9,508	503	507	27%
		1,877	2,051	

※平成28年6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって変更する場合がある

橋梁点検の進捗状況（石川県）

- 最優先で点検すべき橋梁の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約 29%、跨線橋約 14%、緊急輸送道路を構成する橋梁約 39%であり、跨線橋の点検が遅れている状況
- 跨線橋の点検には、鉄道事業者との協議や調整に時間を要するなどの課題があり、鉄道事業者と調整を行い点検進捗を図る。



【平成27年度 橋梁点検状況（最優先で点検すべき橋梁）】

橋梁状況	管理施設数	点検計画数 (上段:H26) (下段:H27)	点検実施数 (上段:H26) (下段:H27)	点検実施率
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	145	15	15	29%
		24	27	
跨線橋	71	2	2	14%
		10	8	
緊急輸送道路を構成する橋梁	2,252	261	269	39%
		575	613	

※平成28年6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって変更する場合がある

平成27年度点検速報（橋梁）

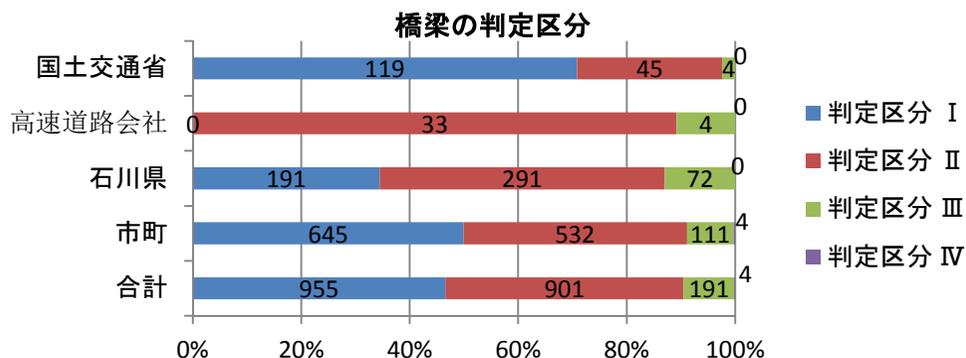
○平成27年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が4橋（0.2%）あり、また判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は191橋（9.3%）、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は901橋（43.9%）

平成27年度 管理者別点検速報（橋梁）

	橋梁数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	861	168	119	45	4	0
高速道路会社	184	37	0	33	4	0
石川県	2,311	554	191	291	72	0
市町	6,152	1,292	645	532	111	4
合計	9,508	2,051	955 46.6%	901 43.9%	191 9.3%	4 0.2%

※平成28年6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって変更する場合がある



橋梁点検結果の概要

- 国管理施設は、判定区分Ⅰが約7割と健全度が比較的高い。
- 高速道路会社は、判定区分Ⅱが約9割、石川県・市町においては4～5割であり、予防保全段階の橋梁が多くなっている。
- 石川県・市町は、判定区分Ⅲが約1割あり、早期措置段階を迎えている橋梁が多い傾向にある。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳは、市町管理橋梁で4橋

平成27年度点検速報（トンネル）

資料2

○平成27年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0本（0%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は1本（11.1%）、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は7本（77.8%）

平成27年度 管理者別点検速報（トンネル）

	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	16	3		3		
高速道路会社	6	0				
石川県	90	1	1			
市町	34	5		4	1	
合計	146	9	1 11.1%	7 77.8%	1 11.1%	0 0.0%

※平成28年6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって変更する場合がある

平成27年度点検速報（道路附属物等）

資料2

○平成27年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0基（0%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は67基（28.8%）、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は126基（54.1%）

平成27年度 管理者別点検速報（道路附属物等）

	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	138	34	6	26	2	0
高速道路会社	11	5	1	4	0	0
石川県	289	194	33	96	65	0
市町	32	0	0	0	0	0
合計	470	233	40 17.2%	126 54.1%	67 28.8%	0 0.0%

※平成28年6月時点

※点検実施数は速報値であり、精査によって変更する場合がある

○判定区分Ⅳの施設は、いずれも緊急措置を実施。

＜判定区分Ⅳの構造物＞

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
金沢市	ニマイハン にまい橋	準幹線556号金石・大野線	1913年	主桁の腐食
七尾市	オハラゴウキョウ 奥原5号橋	市道奥原19号線	1955年	主桁の鉄筋露出・鉄筋破断 横桁、床版の鉄筋露出
七尾市	ノザキゴウキョウ 野崎1号橋	市道能登島31号線	1977年	床版の鉄筋露出・鉄筋破断・うき
小松市	ムメイハン 無名橋7009	市道尾小屋町新丸線	不明	上部工、下部工の広範囲でコンリート剥落、鉄筋露出

○トンネル他、点検対象施設

該当なし

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態